

第3次稻敷市総合計画中期基本計画策定支援業務委託プロポーザル 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の契約の性質又は目的が競争入札に適しないもので、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されているものについて、稻敷市契約事務等に関する規程（平成17年稻敷市告示第2号）の定めにかかわらず、契約手続きに關し、企画（技術）提案方式による第3次稻敷市総合計画中期基本計画策定支援業務委託プロポーザル（以下「プロポーザル」という）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(プロポーザルの実施について)

第2条 第3次稻敷市総合計画中期基本計画策定支援業務委託については、「市の最上位計画である総合計画の策定支援業務であり、本市の歴史、現状、将来見込を十分に分析し、さらに、現在の第3次稻敷市総合計画前期基本計画での課題等を踏まえたうえでの計画策定を行う業務である。そのため、実績、専門性、技術力、企画力、創造性等の要素について総合的に判断する必要がある。」という観点から、プロポーザル方式により技術的に最適なものを特定する。

(プロポーザルの方法及び参加（資格）要件)

第3条 プロポーザルの方式は、公募型とする。

2 参加（資格）要件については、別途、参加説明書において定めるものとする。

(プロポーザル参加者について)

第4条 前条に定めた要件を満たした者がプロポーザルに参加しようとするときは、参加意思表明を行い、別途定める第3次稻敷市総合計画中期基本計画策定支援業務委託プロポーザル提案書作成要領により提案書を作成するものとする。

(プロポーザル審査委員会)

第5条 プロポーザルの実施に当たり設置する第3次稻敷市総合計画中期基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査委員会については、別に定める。

(随意契約に係る見積書の徴収)

第6条 候補者を、当該業務に係る随意契約の見積書の徴収相手とする。ただし、候補者に事故等があり見積徴収が不能となった場合又は随意契約が不調となった場合、次点の者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴収相手とする。

附 則

この要領は、令和7年12月22日から施行する。